

沖縄県高等学校等奨学のための給付金

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成26年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和3年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。(新入生への一部支給は除く)。

- (1) 保護者等(親権者)の令和3年度の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税、又は生活保護受給世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学している



○支給額(返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)		32,300円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	110,100円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	141,700円
	通信制・専攻科課程に在籍	48,500円

○提出書類

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)
- ② 生活保護受給証明書(生活保護を受給している場合)(様式2)
- ③ 健康保険証の写し(15歳以上23歳未満(中学生を除く)の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)
- ④ 債権者登録申請書(別添様式)
- ⑤ 振込口座の通帳の写し
- ⑥ 委任状(給付金の代理受領等を委任する場合のみ)(様式7)
- ⑦ 同意書(就学支援金制度の関係書類を利用することについて同意した場合)

提出書類	生業扶助 受給世帯	非課税世帯	
		対象生徒が 第1子	対象生徒が 第2子以降
① 高校生等奨学給付金受給申請書	○	○	○
② 課税証明書		△	△
③ 生活保護受給証明書	△		
④ 健康保険証の写し			○
⑤ 債権者登録申請書	○	○	○
⑥ 振込先口座の通帳の写し	○	○	○
⑦ 委任状	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ
⑧ 同意書	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ

※ ②③は就学支援金制度の関係書類を利用することについて同意した場合、省略可

※ 消せない筆記具で書類に記入してください。

○問い合わせ先

事務室 TEL: 098-998-2401